

国民健康保険に加入の 皆さんへ



健康まるくん

平成21年中の収入の申告をお願いします

国民健康保険税額の算定には、納税義務者である世帯主やその世帯に属する国民健康保険の加入者すべての人の所得の申告が必要です。そのため、次の条件に該当する人を除き、学生や家族の扶養に入っている人、および収入の全くない人も、申告が毎年必要になります。

●申告の必要がない人●

- ・確定申告、住民税申告をした本人
- ・給与以外の収入がなく、勤務先から町に報告されている人
- ・収入が公的年金のみの人
- ・15歳以下の人

また申告のない場合は、国民健康保険税額の軽減措置や高額療養費の保険給付などが受けられませんので、必ず申告をしてください。申告方法については、この広報の5

ページを参照してください。

税額の軽減措置について

一定基準額以下の収入の世帯については、納税の負担を減らすために国民健康保険税額の軽減措置を行っています。軽減に該当するか否かについては、世帯ごとに加算者および世帯主の合計所得額を算定基礎として判定しますので、申請は不要です。

納付額確認書について

国民健康保険税の納付額は、所得税・住民税ともに社会保険料控除の対象になります。納付済額についての『納付額確認書』はお送りしませんので、申告の際には、お手数でもご自身で領収証の領収日と金額を確認のうえ、ご申告ください。

なお、納税額確認書については、お電話でのお問合せのほか、来庁いただければ発行しています。

国民健康保健税の特別徴収（年金天引き）についてご理解ください

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の施行にともない、これまでの普通徴収（納付書納付および口座振替による納付）に加え、特別徴収（年金からの天引きによる納付）が平成20年度から始まりました。要件は左記のとおりで、全ての要件を満たす世帯主が、特別徴収の対象となります。

仮徴収と本徴収

国民健康保険税は、昨年中の収入を基に算定しています。このため正しい年税額は、所得確定後の6月にならないと通知できません。税額を年金保険者に通知するのに、さらに2か月以上かかるため、特別徴収対象者の年金から実際に徴収できるのが10月以降になってしまいます。

このため、平成22年度から特別徴収が開始になる人については、昨年度の国民健康保険税額を6等分した額を便宜上「仮徴収」として4月・6月・8月の年金から特別徴収し、確定した年税額から仮徴収額を差し引いた残りの額を3等分した額を「本徴収」として、10月・12月・2月の年金から特別徴収します。

納付方法が変更できます

特別徴収対象者でも、「国民健康保険税納付方法変更

の年税額については、年度当初（6月）の納税通知書で通知します。

「仮徴収」による申請によって、口座振替での納付に変更することが可能です。ご希望の方は、税務課窓口で手続きしてください。特別徴収と普通徴収のいずれの方法で納付しても、税額に変更はありません。ただし所得税および住民税の面では、世帯主以外の口座を指定した場合、口座所有者が社会保険料控除の適用を受けられるため、税額に影響がある可能性があります。なお、年金保険者に通知するなど所定の手続きを経る必要がありますので、申請受理後に年金からの特別徴収を実際に停止するまで3か月程度要します。

必要な物 印鑑、預金通帳などの口座のわかる物、預金口座の届出印

※以前に国民健康保険税について、口座振替申込みの手続きを済ませている人は、印鑑だけお持ちください。

問合せ 申告について／役場

税務課町民税課係 ☎内線 195・196、納付額について／役場税務課納税係 ☎内線 193・194